

桶川市江川下流域湿地等現況保全要綱

(平成18年3月16日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、江川下流域の湿地を保全することにより、田、畑、原野等（以下「水田等」という。）の埋立てを防止し、自然環境及び遊水機能の保全を図ることを目的とする。

(地区の指定)

第2条 桶川市江川下流域の湿地等保全地区（以下「現況保全地区」という。）は、次に掲げる地区とする。

- (1) 市道71号線より下流でうるおいと安らぎのある自然環境を保全することが必要な地区
- (2) 遊水機能を確保するために保全することが必要な地区

(協定の締結)

第3条 市長は、前条で指定した現況保全地区内の水田等（過去に埋立てをしたものは除くものとする。）の土地所有者との間において、水田等の環境保全に関する協定（以下「現況保全協定」という。）を締結することができる。

2 現況保全協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 現況保全協定の目的となる土地の地番及び地積等
- (2) 現況保全協定の期間
- (3) 土地所有者の責務
- (4) その他必要と認める事項

(助成等)

第4条 市長は、現況保全地区内の土地所有者に対して、水田等の保全に関し必要な助言、指導及び助成をすることができる。

(標識の設置)

第5条 市長は、現況保全地区を指定したときは、当該地区又はこれに隣

接する場所に、その旨を示す標識を設置するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。